

Member Circular 4/2017

「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」及び米国のバラスト水管理（BWM）規則について

こちらは、英文記事「[International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments and US Ballast Water Management \(BWM\) Regulations](#)」（2017年7月）の和訳です。

メンバー各位

背景

本サーキュラーは、国際海事機関（IMO）が採択した2017年9月8日発効予定の「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（以下「バラスト水管理条約」といいます）、及び米国コーストガード（USCG）のバラスト水管理規則（米国海域内を航行するほぼすべての船舶に対し、2016年1月1日以降の初回のドライドックの時点で、バラスト水管理条約よりも厳しい独自の試験基準を満たしたUSCG認定のバラスト水管理システムを搭載することを義務付ける規則）に関するものです。これらについてご案内した[Circular 17/2016](#)も併せてご参照ください。

IMOは今般開催した第71回海洋環境保護委員会（MEPC）において、2017年7月7日付で、バラスト水管理条約に定めるバラスト水管理システムの搭載に関する改正施行スケジュールを承認しました。この改正により、2017年9月8日より前に建造された船舶においては、承認済みのバラスト水管理システムの搭載期限が事実上2年間延長されることとなります。なお、USCG規則の適合期限については、今回の改正による影響はありません。

IMOのバラスト水管理条約-変更後の施行スケジュール

[Circular 17/2016](#)にも記載のとおり、バラスト水管理条約では、国際航海を行うすべての船舶が個船ごとのバラスト水管理計画に沿って一定の基準の下にバラスト水と沈殿物を管理することを義務付けているほか、すべての船舶がバラスト水記録簿と国際バラスト水管理証書を船内に備え置くことも義務付けています。現行のバラスト水管理基準は今後一定の期間にわたって段階的に導入されていくこととなります。

これも[Circular 17/2016](#)に記載のとおり、最終的にはほぼすべての船舶が、バラスト水管理条約の発効日である2017年9月8日以降に行われる初回の国際油汚染防止証書（IOPP）の更新検査までに、IMOの基準を満たしたバラスト水処理システムを船舶に搭載する必要があります。

改正後の施行スケジュールは、承認を受けたバラスト水管理処理システムに適用されるほか、バラスト水管理条約のバラスト水排出基準（D-2規則）に基づき、処理後のバラスト水の中の生存生物数の許容レベルを明記しています。改正施行スケジュール（バラスト水管理条約の改正B-3規則¹を含みます）に定められている適合期限は次のとおりです。

- 2017年9月8日以降に建造される（キールが据え付けられた）船舶は、引渡しの時点でバラスト水管理システムを搭載していることが必要となる。

¹ バラスト水処理システムに関する具体的な要求事項は、バラスト水管理条約のB-3規則（船舶のバラスト水管理）に定められており、バラスト水管理条約への適合のために使用するバラスト水管理システムに関して、「バラスト水管理システム承認のためのガイドライン（G8）」に従って旗国主管庁の承認を受けることを義務付けています。詳しい内容については以下のリンクからご確認ください。

[http://www.imo.org/en/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/International-Convention-for-the-Control-and-Management-of-Ships'-Ballast-Water-and-Sediments-\(BWM\).aspx](http://www.imo.org/en/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/International-Convention-for-the-Control-and-Management-of-Ships'-Ballast-Water-and-Sediments-(BWM).aspx)

- 現存船（2017年9月8日より前にキールが据え付けられた船舶）については、IOPPの更新検査の日付に応じて適合期限を設定する。MEPCの文言は次のとおり。

既存船舶の設置期限については次のとおりとする。

10.1 次のいずれかに該当するときは、バラスト水管理条約発効後の初回の[IOPP]更新検査の日。

.1 当該検査が2019年9月8日以降に終了する場合、又は

.2 更新検査[すなわち IOPP 更新検査]が2014年9月8日（同日を含む）から2017年9月8日（同日を含まない）までの期間に終了する場合。

10.2 バラスト水管理条約発効後の初回の更新検査が2019年9月8日（同日を含まない）までに終了し、かつ10.1.2項の要件に該当しないときは、バラスト水管理条約発効後の2回目の更新検査の日。

2017年9月8日より前に建造された船舶のうち、MARPOL条約（海洋汚染防止条約）に定めるIOPP更新検査の対象となっていない船舶については、2024年9月8日がD-2規則の適合期限となります。

改正施行スケジュールの概要は次のとおりです。

新造船隻	既存船舶	左記以外の既存船舶	IOPP 証書の所持義務の無い船舶
キール据付が2017年9月8日以降の場合	IOPP 更新検査が2014年9月8日から2017年9月7日の間に実施された場合	以下のいずれかが最初に到来するまでにバラスト水処理システムを設置する	150GT未満のタンカーと400GT未満のタンカー以外の船舶の場合
引渡し時にはバラスト水処理システムが設置されている。	2017年9月8日以降最初のIOPP更新検査実施時までにバラスト水処理システムを設置	2019年9月8日以降最初のIOPP更新検査実施時、または、2017年9月8日以降2回目のIOPP更新検査実施時*	遅くとも2024年9月8日までにバラスト水処理システムを設置

*バラスト水管理条約発効後の初回のIOPP更新検査が2017年9月8日から2019年9月8日までの間に行われる場合。

現在、IMOから基本承認か型式承認のいずれかを受けているバラスト水管理システムは60種類を超えています。承認済みのバラスト水管理システムのリストについては以下のリンクからご確認ください。

[http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/Bal lastWaterManagement/Documents/Table%20of%20BA%20FA%20TA%20updated%20November%202016. pdf](http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/Bal%20lastWaterManagement/Documents/Table%20of%20BA%20FA%20TA%20updated%20November%202016.pdf)

第71回MEPCで改正施行スケジュールが承認されたことにより、排出基準（D-2規則）の最終的な適合期限が延長され、これに伴って、型式承認を受けたバラスト水管理システムの搭載期限も延長されることとなりました。なお、バラスト水管理条約のバラスト水交換基準（D-1規則）、及びバラスト水管理条約が発効する2017年9月8日以降のバラスト水管理関連書類に関する義務の遵守については、今回の改正による影響はありません。

USCG のバラスト水管理規則

USCG は 2017 年 6 月 30 日付で [Marine Safety Information Bulletin \(MSIB\) 07-2017](#) を刊行し、米国がバラスト水管理条約の締約国ではないこと、及び米国の領海（基線から 12 海里以内）でバラスト水を排出する船舶は、バラスト水管理条約上のような位置付けにあるかにかかわらず、米国のバラスト水管理規則（[Title 33 CFR 151 Subparts C and D](#)）を遵守しなければならないことについて注意喚起を行っています（[Circular 17/2016](#) をご参照ください）。

バラスト水管理条約と、今般 MEPC で承認された同条約の改正施行スケジュールはいずれも、この米国のバラスト水管理規則には影響しません。USCG MSIB 07-2017 においても、米国の規則の下で認められるバラスト水管理方法とバラスト水管理条約の下で認められているバラスト水管理方法とが異なる点が強調されています。

米国のバラスト水管理規則では、「あらゆる努力をもってしても承認済みバラスト水管理方法のいずれも実施できなかった旨を船主／運航業者が書面にて届け出た場合、米国コーストガードは、かかる船主／運航業者の船舶に関して適合期限の延長を認めることができる」旨が定められています。なお、この「承認されたバラスト水管理方法」とは次の方法を指します。

- 1) コーストガードの型式承認を受けたバラスト水管理システムを使用すること
- 2) 米国の公共水道システム（PWS）から取水した水のみをバラスト水として使用すること
- 3) 代替的管理システム（AMS）を使用すること [ただし、この方法が認められるのは当初の適合期限（延長後の適合期限を含む。）から 5 年間のみとなりますのでご注意ください]
- 4) 米国海域（海岸線から 12 海里以内の領海を含む。）にバラスト水を排出しないこと
- 5) バラスト水の処理のために陸上施設又は他の船舶にバラスト水を排出すること（現時点ではいずれも未承認）

USCG におけるバラスト水管理の適合期限延長プログラム、及び適合期限の延長申請に関する新たなガイドラインについては [USCG MSIB 03 -17](#) に詳しく記載されています。

また、USCG MSIB 03-17 では、船主と船舶運航業者に向けた手引きとして、船舶において USCG の型式承認を受けたシステムを利用できず、USCG が承認した他のいずれのバラスト水管理方法も実施できないときは、船主及び船舶運航業者から USCG に対して船舶の適合期限の延長を申請できる旨が記載されています。なお、延長申請を行う際には、併せて、USCG の型式承認を受けたシステムが利用できないことを示す証拠も提出することが必要となります。適合期限の延長が認められた場合でも、どの程度の期間の延長が認められるかは、USCG の型式承認を受けたシステムの利用可能性や、規則遵守のための具体的な搭載方法やスケジュールによって異なります。

カリフォルニア州の BWM 要求事項

カリフォルニア州では USCG より更に厳しい独自のバラスト水管理基準を設けていますのでご注意ください。バラスト水管理システムに関する同州の「Interim Performance Standards（暫定排出基準）」は 2020 年 1 月 1 日から施行される予定です。カリフォルニア州有地管理委員会（California State Lands Commission）は、2016 年 12 月 30 日付で、バラスト水管理関連の既存の報告要件に関して注意喚起の案内を交付しています。内容については以下のリンクをご覧ください。

http://www.slc.ca.gov/Forms/MISP/2017_LtrAgents.pdf

P&I 保険カバー

承認されたシステムの「欠陥」等により船外にバラスト水が排出された場合の海洋汚染に対するカバーや、船外へのバラスト水排出に関して課される過怠金に対するカバーについての立場は、第 71 回 MEPC における改正施行スケジュールの承認後も、[Circular 17/2016](#)に記載の内容から変更ありません。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

敬具
GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性及び品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。